

デジタル実装伴走支援事業

内閣府 地方創生推進室

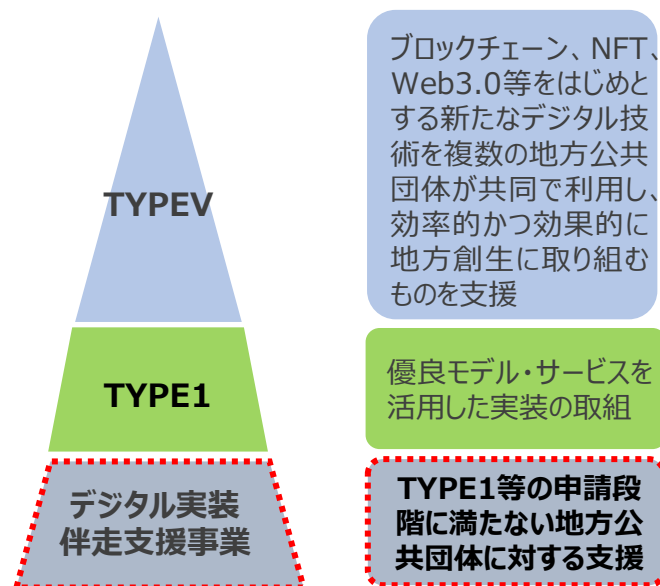
内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

令和 7 年度 デジタル実装伴走支援事業 概要

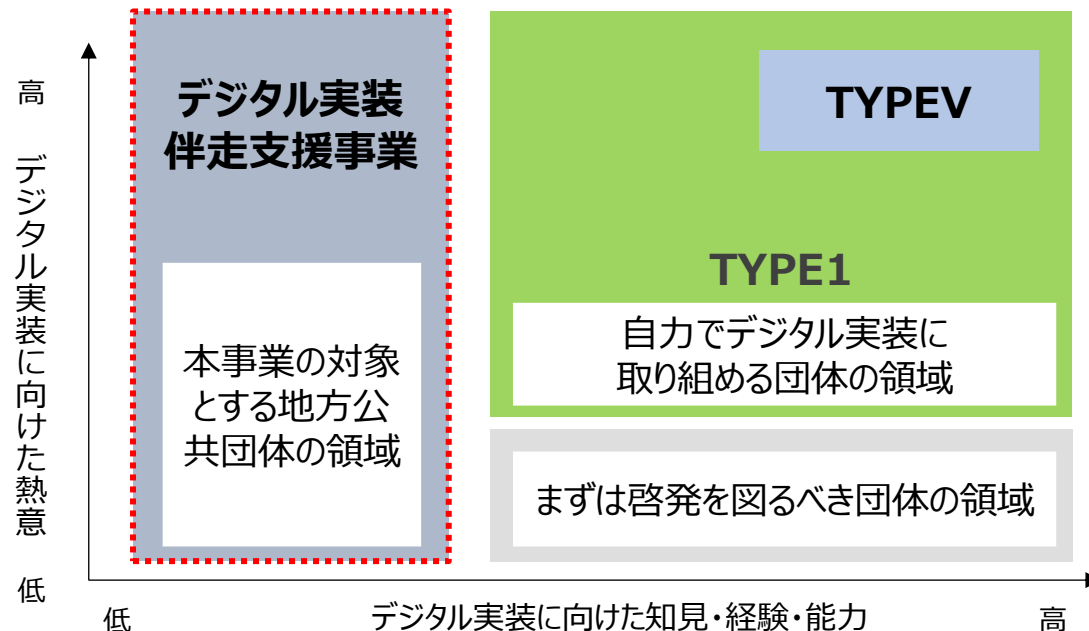
デジタル実装伴走支援事業について

- デジタル技術を活用した地域の課題解決等に向けた取組みに対し、地域課題の設定やサービスの選定、推進体制の構築、計画策定などに不安を感じている自治体を対象に、地域課題の解決に資するデジタル実装に向けた取組み（デジタル実装型への申請等）の実現に向け、国（委託事業者）による通年の伴走支援を実施します。
- なお、伴走支援を受けるに当たり、**自治体の費用負担はありません。**

＜デジタル実装型の位置付け＞



＜伴走支援の対象となる団体の位置付け（イメージ）＞



＜本事業のターゲット像＞



自治体の担当者
（実際の声）

- ・ ノウハウや知識がなく、どの地域課題にデジタル実装ができるのかが分からない
- ・ 他業務と兼務していたり、いわゆるひとり情シスの状態のため、デジタル実装に向けた十分な検討ができない
- ・ 人口規模が少なく、デジタルサービスの費用対効果が分からない
- ・ デジタル関連企業との協働経験や接点がない
- ・ 財源が限られている中、デジタル実装を進めていかなければならない など

本事業で募集する3つの類型について

地域へのデジタル実装に対する通年での伴走支援に向けて、次年度も類型①・②・③を設け、支援先団体を募集します。

市町村単独支援枠

【類型①】

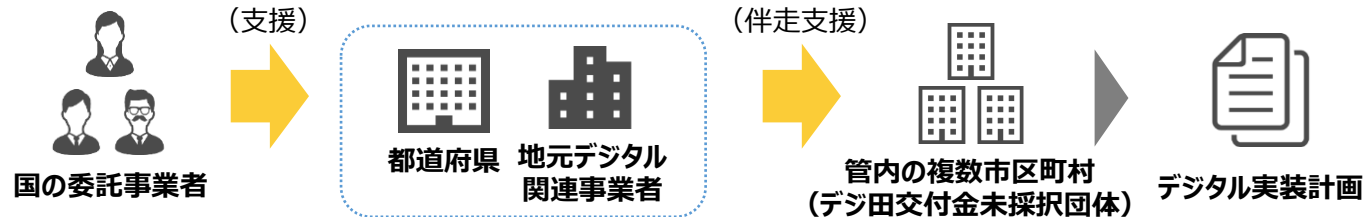
- ・市区町村単位の募集
- ・採択団体は、国（委託事業者）による伴走支援を受けながら、TYPE1への申請等に向けたデジタル実装計画を策定



都道府県包括スキーム枠

【類型②】

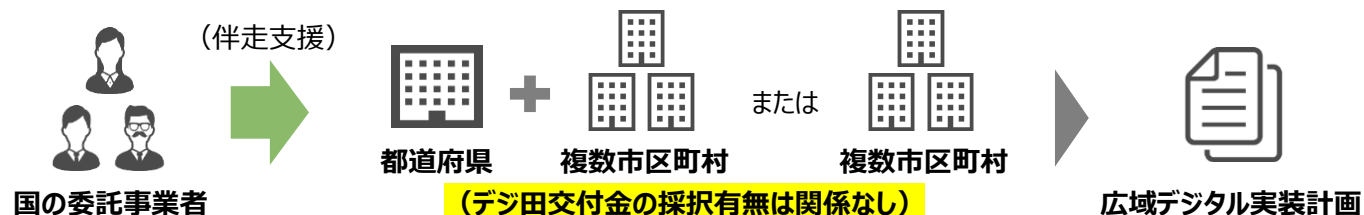
- ・都道府県と地元デジタル関連事業者の連携体制単位での募集
- ・都道府県及び地元デジタル関連事業者は連携して、国（委託事業者）の支援を受けながら、対象とする管内市区町村への通年の伴走支援を実施
- ・選定された市区町村は、伴走支援を受けながら、TYPE1への申請等に向けたデジタル実装計画を策定



広域連携事業推進枠

【類型③】

- ・都道府県＋管内の複数市区町村または複数の市区町村単位の募集
- ・採択団体は、国（委託事業者）による伴走支援を受けながら、TYPE1への申請等に向けた、広域での共通サービスの導入に関するデジタル実装計画を策定



（各類型の狙い）

デジタル実装に対する熱意はあるが、ノウハウや経験のない団体を後押しする

デジタル実装に対するノウハウの少ない団体を、都道府県と地元デジタル関連事業者によって引き上げる

デジタル実装に対するノウハウの少ない団体も含め、同様の課題を抱える複数の団体が連携した取組みを後押しする

類型①の応募要件

■ 応募要件（類型①）

基礎条件：以下の条件すべてを満たす市区町村

【条件1】以下全ての要件を満たしていること

- ・ 令和5、6年度デジタル実装計画策定支援事業における伴走支援を受けていないこと
- ・ 令和3年度補正デジ田推進交付金デジタル実装タイプを未採択であること
- ・ 令和4年度又は令和5年度補正デジ田交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型を除く）を未採択であること
- ・ 令和6年度補正新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を未採択であること
- ・ 内閣府「デジタル専門人材派遣制度」を利用したことがないこと

【条件2】以下を遵守すること

- ・ 国（委託事業者）のサポートを受けながら、デジタル技術を活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組みたいという強い意欲を持ち、地域内の地方創生人材（例：地元デジタル関連事業者・ローカルベンチャー・地域おこし協力隊等）を巻き込んだ推進体制構築に協力できる団体であること
- ・ 人事異動があった際は後任者を確保し、業務の引継ぎを行うなど、事業の実施体制を担保すること

【条件3】以下の意欲を有すること

- ・ 伴走支援終了後も他の地域課題の解決に向けて、本事業で得たノウハウ等を活かしながら継続的にデジタル実装へ取り組む意欲があること

留意点

- ・ 令和5、6年度に類型②で伴走支援を受けている都道府県（青森県、埼玉県、静岡県、徳島県、宮崎県）の管内市町村が類型①に申請する場合、県と調整の上で提出すること。可能な限り県の支援を得てデジタル実装を進めることを原則とするが、やむを得ない事情がある場合に限り、類型①で提出することを妨げない。
- ・ 今回の申請において類型②を申請予定の都道府県の管内市区町村の場合、類型①の申請にあたっては、市区町村と都道府県でよく相談した上で提出すること（事前の調整なく申請があった場合、類型②における支援対象市区町村として位置づける等の条件付き採択とさせていただきます）。

■ 応募要件（類型②）

基礎条件：以下の条件すべてを満たす都道府県

【条件 1】令和5、6年度デジタル実装計画策定支援事業における伴走支援を受けていないこと

【条件 2】都道府県としての伴走支援体制として、以下を遵守すること

- 本店、支社にかかわらず、域内に拠点を置く地元デジタル関連事業者との連携体制を構築していること（少なくとも内諾を得ていること）
- 人事異動があった際は後任者を確保し、業務の引継ぎを行うなど、事業の実施体制を担保すること

【条件 3】管内市区町村への伴走支援について、以下の意欲を有すること

- 地元デジタル関連事業者として連携して、類型①の応募要件（※前ページ参照）を全て満たす管内の市区町村を伴走支援の対象として選定し、支援をする意欲があること（事前に支援を行う管内市区町村を決めた上で、申請することも可）
- 選定した管内の市区町村に対し、地元デジタル関連事業者と連携して、本事業終了後も継続的に支援を実施する意欲があること
- 今回選定しなかった管内の市区町村に対して、地元デジタル関連事業者と連携して、本事業終了後も伴走支援を通じて得たノウハウを活かして、支援を実施する意欲があること
- まず啓発を図るべき管内の市区町村に対しては、地元デジタル関連事業者と連携して、啓発活動を実施する意欲があること

類型③の応募要件

■ 応募要件（類型③）

基礎条件：以下の条件すべてを満たす都道府県及び管内の複数市区町村、または、複数市区町村

【条件 1】国の伴走支援を受けながら、TYPE1における地域間連携事業への申請を前提とした検討を行うこと。

【条件 2】同年度中に本事業類型①及び②で伴走支援を受ける団体（市区町村）が、類型③の構成団体の中に含まれていないこと

【条件 3】以下を遵守すること

- ・申請にあたって申請内容に関する事前相談を所定の手続きに従って行うこと
- ・国（委託事業者）のサポートを受けながら、デジタル技術を活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組みたいという強い意欲を持ち、地域内の地方創生人材（例：地元デジタル関連事業者・ローカルベンチャー・地域おこし協力隊等）を巻き込んだ推進体制構築に協力できる団体であること
- ・事業の推進にあたり、市区町村やITベンダー等の庁内外の関係者との調整・サービス実装等を支援するデジタル関連事業者と連携体制を構築していること（調整中でも可）
- ・庁内外の関係者との調整・サービス実装等を支援するデジタル関連事業者を検討する際は、可能な限り申請団体の地域内に拠点を置く地元の事業者を優先的に検討すること
（※地域外の事業者を選定することを妨げるものではない。）
- ・人事異動があった際は後任者を確保し、業務の引継ぎを行うなど、事業の実施体制を担保すること
- ・本事業への申請時、代表となる団体・担当者を明確にしたうえで申請すること

類型③は類型①・②とは異なり、デジ田交付金デジタル実装タイプの採択実績有無に関係なく申請が可能
（デジ田交付金採択済み団体のみで構成される事業も可）

採択結果



採択結果

令和7年度「デジタル実装伴走支援事業」における国の委託事業者の伴走支援先団体として、以下の団体を採択しました※1。

類型① 市町村単独支援枠

No.	都道府県	団体名
1	北海道	標茶町
2	長崎県	佐々町
3	沖縄県	伊平屋村

類型② 都道府県包括スキーム枠

No.	県名	支援先団体数・名称	連携する地元デジタル関連事業者
-	-	-	-

類型③ 広域連携事業推進枠

No.	県名	団体名	連携する支援事業者
1	山形県	金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村	未定
2	北海道	苫小牧市 厚真町 安平町 むかわ町 白老町	未定

※1 類型②の採択はありませんでした。

令和7年度の支援スケジュール

本事業では、まず支援対象団体（類型①：市区町村、類型②：都道府県、類型③：都道府県、複数市区町村等）を選定します。その後、国の委託事業者が決まり次第、令和7年5～6月頃から伴走支援を開始する予定です。



※支援スケジュールは全類型共通です

※スケジュールは委託事業者の公募や申請数により変更になる場合があります

<デジタル実装伴走支援事業>

内閣府地方創生推進室／内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

担当：番匠、森川、堀井（担当参事官：藤井 信英）

電話：03-6257-3889 Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp